

## TOFREE BI サービス利用規約

TOFREE BI サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、グローリー株式会社（以下「当社」といいます）が提供する TOFREE BI サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用になるすべてのお客様に共通して適用される事項を定めます。

本サービスの利用を希望される場合には、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約の内容に同意いただく必要があります。

### 第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、サービス利用者が株式会社 Showcase Gig が提供するサービスである「O:der プラットフォーム」（以下「O:der プラットフォーム」といいます）を導入することを前提に、当社が、本機器の分析対象情報の分析結果をサービス利用者に提供することをいいます。
- (2) 「サービス利用者」とは、当社と本利用契約を締結し本サービスを利用する者をいいます。
- (3) 「サービス利用者設備」とは、サービス利用者が準備し、運用管理する、当社システムへの通信機能を有するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアの総称をいいます。
- (4) 「対象店舗」とは、サービス利用者が本サービスの申込み時に指定する、本サービスの対象として本機器を設置する店舗、施設等をいいます。
- (5) 「当社システム」とは、当社が本サービスを提供するために当社または第三者が用意するコンピュータ、電気通信設備その他の機器ならびにソフトウェア、データベース、Data Management Platform（DMP）および通信回線等の総称をいいます。
- (6) 「登録情報」とは、本サービスの利用に必要なサービス利用者の名称、住所、連絡先その他当社が別途指定するサービス利用者の情報をいいます。
- (7) 「パートナー特約店」とは、本サービスの紹介、本利用契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者をいいます。
- (8) 「本機器」とは、サービス利用者にて設置する KISOK 端末および KIOSK 端末の利用者の属性情報を取得する AI カメラ等の周辺機器の総称をいいます。
- (9) 「KIOSK 端末」とは、サービス利用者が展開する商品、サービスについてサービス利用者の顧客からの注文および決済を受け付けるものをいいます。
- (10) 「AI カメラ」とは KIOSK 端末の利用者の属性情報を取得するためのカメラをいいます。
- (11) 「掲示物」とは、AI カメラによってサービス利用者の顧客の個人情報を取得するに際し、その利用目的、取得主体、取得方法及びその他法令及びカメラ利活用ガイドブックにお

いて求められる事項を、サービス利用者の顧客に対して明示することを目的とした文書等をいいます。

(12)「分析対象情報」とは、AI カメラから取得されるサービス利用者の顧客の属性情報および O:der プラットフォームにより取得されるサービス利用者の顧客の購買情報をいいます。

(13)「分析レポート」とは、本サービスを通して分析された各種分析結果をいいます。

(14)「本ソフトウェア等」とは、本サービスの提供のために当社または第三者が提供するソフトウェアまたはウェブ上の管理画面をいい、BI ツール等を含みます。

(15)「本利用契約」とは、本サービスの利用に際しサービス利用者と当社との間で締結される契約（本規約を含みますがこれに限られません）をいいます。

(16)「申込書等」とは、申込書、申込明細書その他名称の如何を問わず、本サービスの利用にあたりサービス利用者が当社に提出する当社所定の各種書式をいいます。

(17)「本規約等」とは、本規約、本サービスに固有の利用条件およびその他サービス利用者による本サービスの利用に関して当社が定めたルールをいいます。

(18)「2次利用者」とは、第 6 条に基づきサービス利用者が指名し、本サービスの利用について当社が承諾した、本サービスを利用する法人その他の団体をいいます。

(19)「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する事業者をいいます。

## 第 2 条（適用）

1. 本規約は、本サービスの利用条件および本サービスの利用に関するサービス利用者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、サービス利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

2. 本サービスの利用に際し、本規約のほかに、本サービスに固有の利用条件が設けられている場合があります。本規約と本サービスの一に固有の利用条件が異なっている場合には、特段の定めがない限り、当該サービスに関してはその固有の利用条件が本規約に優先して適用されるものとします。

3. 当社が提供する提案書その他のこれに準じる文書に記載の基準・条件等を満たすよう、当社は、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供しますが、当該文書に特段の記載のない限り、当該文書に記載の基準・条件等は本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、当社の提供する本サービスの内容が当該基準・条件等を下回る場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

4. 本規約の内容と、本規約外における口頭・書面・その他の手段による本サービスの内容に関する説明等（当社が提供する提案書その他のこれに準じる文書の内容を含みますがこれらに限られません）とが異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。ただし、サービス利用者と当社が、本規約の内容と異なる定めをすることについて申込書等その他の書面で合意した場合は、この限りではありません。

5. サービス利用者は、本サービスの利用に際し、本規約等を遵守するものとします。
6. サービス利用者は、自己の役員、従業員その他の従業者をして本規約等の内容を遵守させるものとし、これらの者による本規約等への違反につき一切の責任を負います。
7. サービス利用者は、本規約等に定める義務または保証に違反することにより当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

### 第3条（ご連絡）

1. 当社は、本サービスに関連してサービス利用者にご連絡する場合には、サービス利用者の連絡先として登録された電子メールアドレスまたは住所に宛てて、電子メールを送信するまたは文書を発送するほか、当社ウェブサイトや本サービスの専用ウェブサイト上で公表する等、当社が適切と判断する方法にて実施します。
2. 前項に定める方法により行われた連絡は、当社が当該連絡を発信した時点で、効力が生じるものとします。

### 第4条（本規約等の変更）

1. 本規約等は、民法に定める定型約款に該当し、当社は、以下の場合には、サービス利用者の同意を得ることなく本規約等を変更することができます。
  - (1) 本規約等の変更が、サービス利用者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による本規約等の変更にあたり、本規約等を変更する旨および変更後の本規約等の内容とその効力発生日を明示し、第3条に規定の所定の方法にてサービス利用者へ通知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、サービス利用者へ通知後にサービス利用者が本サービスを利用した場合、サービス利用者は本規約の変更へ同意したものとします。

### 第5条（申込みと本利用契約の成立）

1. 利用希望者は、利用を希望する本サービスの内容に応じた申込書等に登録情報を記載したうえで申込みを行います。当該申込みにより、利用希望者は本規約等に同意したものとみなされます。
2. 前項に基づく申込みを当社が受諾した時点で、本規約等を内容とする本利用契約が成立し、本利用契約の成立をもって、利用希望者はサービス利用者となります。なお、当社が適当でないと判断した場合には、申込みの全部または一部を受諾しない場合があり、当社は、その理由について一切の開示義務を負わないものとします。
3. 本利用契約がパートナー特約店の仲介により成立した場合には、利用料金等の請求手続、解約申請の受付手続、サービス利用者からの問い合わせの受領または利用契約期間中の当

社からの通知等の全部または一部を当該パートナー特約店が当社に代わって行うことがあります。

#### 第6条（2次利用者による本サービスの利用）

1. サービス利用者は、自らの本利用契約において、サービス利用者とは別の2次利用者にも本サービスを利用させることを希望する場合、申込書等に当社が指定する当該利用者に関する情報を記載したうえで申込みを行うものとし、当社の承諾を得るものとし、
  2. サービス利用者は、前項に基づき2次利用者にも本サービスを利用させる場合、当該利用者に対して本規約等を遵守させるものとし、2次利用者による行為はサービス利用者の行為とみなされ、当該利用者の行為について、当社に対して責任を負うものとし、
- なお、2次利用者においては、本規約等にある「サービス利用者」の文言を「2次利用者」に読み替えて、本規約等が適用されるものとし、

#### 第7条（登録情報の提供、変更等）

1. サービス利用者は、当社の求めに応じて、当社に対し、申込書等の提出により登録情報を提供するものとし、
2. サービス利用者は、登録情報に修正の必要または変更が生じた場合には、申込書等の提出により速やかに変更の届出を行うものとし、当該届出がない場合、当社は、登録情報の変更がないものとして取り扱うことができるものとし、

#### 第8条（有効期間）

本利用契約は、第5条第2項に基づく申込みを当社が受諾した時点から有効とし、第23条もしくは第24条に基づく解除、または第26条もしくは第27条に基づく解約がなされない限り有効に存続するものとし、

なお、サービス利用者は、本利用契約の終了にかかわらず、すでに発生した利用料金を支払わなければなりません。

#### 第9条（利用料金）

1. 本サービスの利用にあたり、サービス利用者は当社に対して、申込書等に記載の支払条件に従い利用料金を支払うものとし、
  2. 本サービスの利用料金は、毎月月末締めをもって当月の利用料金を確定し、原則として翌月5営業日までにサービス利用者に対して請求書を送付します。
  3. サービス利用者が、本サービスの利用料金その他の債務の弁済を遅滞したときは、支払期日の翌日より完済の日まで、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、
  4. 当社は、当社の裁量により、本利用契約の有効期間中いつでも、本サービスの利用料金を改定することができるものとし、
- ただし、本項に基づき当社が利用料金を改定する場合、当社は、1ヶ月以上前にサービス利用者に対して改定後の利用料金の金額および当該金

額の適用を開始する日を通知するものとします。

#### 第 10 条（申込内容の変更）

サービス利用者は、本サービスの利用内容の変更を希望する場合、申込書等に必要事項を記入のうえ申込み（以下「変更申込み」といいます）を行うものとします。なお、変更申込みに関する条件は、申込書等に定める内容に従うものとします。

#### 第 11 条（本機器および掲示物の設置・管理）

1. サービス利用者は、対象店舗のレイアウト変更その他サービス利用者の営業上やむをえない事由により本機器の移動が必要となる場合には、サービス利用者は速やかに当社に通知するものとします（ただし、当該移動により当該サービス利用者に対する本サービスの提供に不具合が生じた場合であっても、サービス利用者は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社に対して当該不具合に基づく損害の賠償その他の請求を行うことはできないものとします）。

2. サービス利用者は、本サービスの利用開始日までに本サービスを利用するために必要なサービス利用者設備および環境を自己の費用と責任で準備し、維持するものとします。

3. サービス利用者は、KIOSK 端末に AI カメラが取り付けられた場合、個人情報保護法その他関連法令に基づき、適切な掲示物を設置する責任を負うものとします。なお、掲示物の設置有無および内容については、サービス利用者の判断および責任に基づくものであり、当社はこれに関して一切の責任を負いません。

#### 第 12 条（ユーザーID およびパスワードの管理）

1. 当社は、本利用契約締結後、サービス利用者に対して本サービスに関する管理者用ユーザーID および初期パスワードを発行します。サービス利用者は、自己の責任において、初期パスワードを変更のうえ、本サービスに関するユーザーID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、第三者に対して通知、伝達する行為、または貸与、譲渡、名義変更、売買等その他の処分をしてはなりません。

2. サービス利用者は、ユーザーID またはパスワードの漏えい、盗難、不正利用等の事実を知った場合またはその疑いが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

3. 管理者用 ID およびパスワードを保有する管理者が、自己の役員、従業員、サービス利用者その他の 2 次利用者に対してユーザーID およびパスワードを発行する権限を有します。本サービスを利用する者に対して第 1 項の内容を遵守させるものとします。

#### 第 13 条（本ソフトウェア等の使用許諾）

当社は、本利用契約の有効期間中、サービス利用者（第 6 条に基づき当社が承諾した場合

は2次利用者を含みます) に対して、本規約等に従うことを条件に、本サービスを利用するために必要な範囲内で本ソフトウェア等を使用できる非独占的かつ譲渡不能・再許諾不能な権利を許諾します。

#### 第14条 (禁止事項)

1. サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、または利用に関連して、次の各号に定める行為を行ってはならず、また第三者をして行わせてもなりません。

(1) 本サービスを2次利用者以外の第三者に使用させる等、当社が許可した形態以外の形態で本サービスを利用する行為

(2) 当社に対して虚偽の情報を申告、連絡または提供する行為

(3) 当社が提供する情報、データおよびその他のサービスを本サービスの利用以外の目的のために使用する行為

(4) 当社もしくは第三者の財産(知的財産権を含みます)、プライバシー、名誉、信用、肖像もしくはパブリシティにかかる権利・利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為

(5) 前号で定めるもののほか、当社もしくは第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為

(6) 当社が提供する本ソフトウェア等の複製、改変、翻訳、翻案等をする行為

(7) 本ソフトウェア等およびシステムの全部または一部について、変更、修正、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等の解析をする行為

(8) 法令、監督官庁の指導、もしくはサービス利用者の属する業界団体策定のガイドライン等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為

(9) 他のサービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為

(10) コンピュータウイルスもしくはマルウェアを当社に対し送信する行為またはそのおそれのある行為

(11) 当社システムもしくは本サービスの提供のために利用するものに限らず、当社が管理もしくは使用するサーバーもしくは電子情報端末へのハッキング、その他の不正アクセスをする行為またはそのおそれのある行為

(12) 本サービスおよび本サービスから得られた情報ならびにノウハウを、本サービスと競合するサービスの開発、改善等のために利用する行為

(13) 本ソフトウェア等、データその他の本サービスに基づいてサービス利用者に提供された一切の物品または情報を、本利用契約の終了後にその態様を問わず利用または使用すること。

(14) 前各号に定めるもののほか、当社における業務の遂行、本サービスの提供もしくは当社の設備・機器等に支障を及ぼし、またはそのおそれがあると当社が判断する行為

2. サービス利用者が前項各号の一に該当することが疑われると当社が判断する場合、サービス利用者は、当社の要求に応じて必要な情報を提供し、または当社による調査に最大限協

力するものとします。

#### 第 15 条（再委託）

当社は、本サービスの提供にあたり業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に本サービスの提供に必要な情報（登録情報を含みますがこれらに限られません）を提供できるものとし、当該第三者による業務遂行について適切かつ必要な管理・監督を行うものとします。

#### 第 16 条（本サービスの停止・中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、事前にサービス利用者に通知したうえで、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することがあります（以下併せて「中断等」といいます）。

(1) O:der プラットフォームの全部または一部の提供の停止または中断が発生した場合

(2) 当社システムの定期的または任意のメンテナンスを行う場合、または当社システムを設置する施設・設備等に工事等が必要となった場合

(3) 当社システムに、誤動作、故障、処理の遅延、処理量の増加、過度なアクセスの集中、ハッキング、不正アクセス、その他の障害が発生し、またはその復旧対応が必要となった場合

(4) 電気通信事業者による電気通信サービスの提供の中止、クラウドサービス事業者によるクラウドサービスの提供の中止等、当社以外の第三者の行為に起因または関連して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合

(5) 天災地変、戦争、暴動、感染症・疫病等の流行、火災、台風、地震、輸送上の障害、通信事業者による回線障害、労働争議、内外法令（業界団体による自主ルールを含む）の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、国際情勢、その他の不可抗力により本サービスの提供が困難になった場合

(6) その他、当社が本サービスの停止または中断が必要と判断する場合

2. 前項各号に定める事由が生じた場合であって、緊急性を要すると当社が判断するときは、当社は、本サービスの中断等につき、サービス利用者への事前の連絡を省略することができるものとします。この場合、当社は、本サービスの中断等の後、速やかにサービス利用者に通知するものとします。

#### 第 17 条（本サービスの変更等）

当社は、当社の裁量により本サービスの一部の内容を追加、減縮もしくは変更し、または本ソフトウェア等の仕様を変更すること（法令等またはガイドラインの制定・改廃等に対応するための物理的な調整またはアップデートを含みますがこれらに限られません）ができます。ただし、本条に基づく本サービスの追加、減縮もしくは変更または本機器もしくは本ソフト

ウェア等の仕様の変更により、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。また、サービス利用者は、当社による仕様変更作業にあたって最大限の配慮を行うものとします。

#### 第 18 条（知的財産権等）

1. 本サービスならびにこれらを構成する有形・無形の構成物（プログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等を含みます）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます。以下同様）、著作者人格権、ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびこれらの登録を受ける権利等の一切の知的財産権ならびにパブリシティにかかる権利・利益（以下総称して「知的財産権等」といいます）は、当社または正当な権利者たる第三者に帰属し、本利用契約の成立は、サービス利用者に対し、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権等の利用許諾または移転を意味するものではありません。
2. 当社は、サービス利用者が本サービスを利用するために必要な範囲内で、関連する知的財産権等の使用権のみをサービス利用者に許諾するものとします。

#### 第 19 条(データ利用等)

1. 当社は、分析対象情報および分析レポートを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. サービス利用者は、当社が分析対象情報および分析レポートを活用して本サービスの改善、新サービスの開発、その他当社の事業活動に利用することに同意するものとします。

#### 第 20 条（分析レポートの取扱い）

1. サービス利用者は、分析レポートを、自己および 2 次利用者の事業の目的の範囲内で利用することができるものとします。サービス利用者は、事前に当社の承諾を得た場合を除き、分析レポートの全部または一部を販売する等、事業と関わりなく分析レポート自体から収益を発生させるような目的で利用してはならないものとします。
2. サービス利用者は、分析レポートを自己が保有する各種データと紐づけて個人データとして利用しないものとします。
3. サービス利用者が本サービスより取得した分析レポートを第三者に提供または知得させる場合、当該分析レポートが本サービスの提供によるものであることを、別途当社が提示する態様で表示するものとし、第三者に対して前項と同一の義務を課すものとします。
4. 当社は、前三項に基づく分析レポートの利用範囲において、サービス利用者に対して著作者人格権を行使しません。
5. サービス利用者は、自己の責任および負担により分析レポートを利用するものとし、当社は、サービス利用者による分析レポートの利用の結果についていかなる責任も負わない

ものとして扱います。

#### 第 21 条（機密保持）

1. サービス利用者および当社は、本サービスの提供または利用により相手方より開示を受けた技術上、営業上、財務上その他業務上の情報のうち、提供の際にその範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記して、秘密である旨を指定した情報（サービス利用者を特定可能な情報を除く登録情報は含まれないものとし、以下「機密情報」といいます）を第三者に開示または漏えいしないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報から除きます。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知である情報
- (2) 開示を受けた時点で既に知得していた情報
- (3) 開示を受けた後に自らの責に帰することのできない事由により公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

(6) 相手方から秘密の指定を解除された情報 2. 前項にかかわらず、サービス利用者は、2次利用者に対して機密情報を開示することができるものとします。この場合、サービス利用者は2次利用者に対して本規約等に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すとともに、2次利用者の義務違反について当社に対し責任を負うものとします。

3. 第 1 項にかかわらず、法令に基づきまたは公的機関もしくは監督官庁からの要請を受け、これに応じる必要を認めた場合、当該要請を受けたサービス利用者または当社は、事前に相手方に通知したうえで、必要最小限の範囲で機密情報を開示または提供することができるものとします。ただし、かかる要請が緊急またはやむをえないと判断した場合には、開示後直ちに相手方に当該要請があったことおよび開示または提供した機密情報の内容を通知するものとします。

4. サービス利用者および当社は、機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. サービス利用者および当社は、機密情報について、本サービスの利用または提供の範囲内でのみ使用し、複製または改変（以下「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、サービス利用者および当社は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとします。

6. サービス利用者および当社は、本利用契約の終了時または終了後、相手方から要請があったときは、資料等（前項に基づき複製等した機密情報を含みます）を相手方に返還し、または相手方の指示に従い削除もしくは消去するものとします。

7. 本条の規定は、本利用契約終了後も 3 年間有効に存続するものとします。

#### 第 22 条（保証の否認および免責）

1. 本サービスの提供は、サービス利用者における売上・利益、商品・サービスの購入、問

い合わせ、アプリのダウンロードおよび来店客数等が増加すること等、成果の発生を保証するものではありません。

2. 本サービスは第三者が提供するサービスまたは技術（以下「第三者サービス等」といいます）と連携する場合がありますが、当社は、第三者サービス等の品質、性能、可用性、正確性、信頼性等について、何ら保証をするものではありません。
3. 当社は、登録情報が正確であること、本サービスがサービス利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、サービス利用者による本サービスの利用がサービス利用者にも適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に本サービスを利用できること、本サービスの利用が第三者の知的財産権を侵害しないこと、本サービスに不具合が生じないこと、および当社システムに誤動作もしくは脆弱性がないことまたは故障、エラー、第三者からの不正アクセス行為、クラッキング行為、サイバー攻撃もしくはその他の障害が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。
4. 当社は、本規約等に定めるほか、次の各号のいずれかに起因してサービス利用者または第三者が被った損害について賠償の責任を負わず、本サービスの利用料金の返還を行わないものとします。
  - (1) サービス利用者が本規約等を遵守しないことによる損害
  - (2) サービス利用者からの提供物に起因する損害
  - (3) サービス利用者によるユーザーID またはパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等に起因する損害
  - (4) サービス利用者設備の不正使用等に起因する損害
  - (5) サービス利用者または利用者の管理上の不備または不正使用に起因する損害
  - (6) 当社システムの誤動作による故障、エラーに起因する損害
  - (7) 当社システム、サービス利用者設備その他本サービスに関わるシステムにコンピュータウィルスの侵入、第三者からの不正アクセス、クラッキング行為、サイバー攻撃その他ネットワークの障害等に起因する損害
  - (8) サービス利用者もしくは第三者が利用するサービス利用者設備、プログラム、ソフトウェア、アプリケーション、サーバー、システム、サービス、ネットワーク機器、ネットワーク環境に生じた不具合に起因する損害
  - (9) サービス利用者または第三者が保有・保管するデータの滅失、漏えい、または毀損等に起因する損害
  - (10) 登録情報に不正確等があったことに起因する損害
  - (11) 第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条または第 27 条に起因する損害
  - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由に起因する損害

## 第 23 条（当社の責任）

1. 本サービスの提供に起因または関連して当社がサービス利用者に対して負う損害賠償は、当社の故意または重過失のみが原因でない限り、債務不履行、契約不適合責任、不法行為等請求原因の如何を問わず、サービス利用者により現実に発生した通常かつ直接の損害で、かつ、サービス利用者が本利用契約に基づき過去 12 ヶ月間に当社に支払った利用料金相当額（初期費用を除き、本条において同様とします）の平均 1 ヶ月分を上限とします。

ただし、当該サービス利用者による本サービスの利用が 12 ヶ月間に満たない場合には、当該期間に支払った利用料金の平均 1 ヶ月分を上限とします。なお、当社の予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害および派生的損害については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

2. 本サービスに起因または関連してサービス利用者と第三者との間において生じた取引または紛争等については、サービス利用者が自己の責任および費用により履行、または解決するものとします。

#### 第 24 条（本利用契約の解除）

1. 当社は、サービス利用者に対し次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、サービス利用者に対して何らの催告をすることなく、本利用契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 本規約等に違反する行為を行った場合で、相当期間をもって是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に違反を是正しなかったとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てを受けた場合、破産手続、特別清算、再生手続もしくは更生手続開始の申立てがあった場合、または清算手続に入った場合

(3) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合

(4) 自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手を不渡りとし、またはその他の支払停止状態に至った場合

(5) 租税公課滞納処分を受けた場合

(6) 資産状態が著しく悪化またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(7) 解散、または事業の全部もしくは重要な一部の第三者への譲渡、廃止を決議した場合

(8) 当社または自己以外のサービス利用者に対する重大な背任行為があった場合

(9) 前各号のいずれかに準ずる事由があった場合

(10) その他本利用契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2. 本条に基づき本利用契約の解除がなされ、これにより当社に損害が生じた場合、当社は、サービス利用者に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第 25 条（反社会的勢力の排除）

1. サービス利用者は、本利用契約の申込み時において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする  
など、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して反社会的勢力と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. サービス利用者が、本条第 1 項または第 2 項に違反した場合、当社は何らの催告を要さずに、一方的な通知により本利用契約を解除することができます。
4. 前項の解除により、サービス利用者を生じるいかなる損害についても、当社は責任を負わないものとします。

## 第 26 条（期限の利益の喪失）

サービス利用者に第 24 条第 1 項または第 25 条第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに該当する事由が生じた場合、サービス利用者は、当社による本利用契約の解除の有無にかかわらず、本利用契約に基づくすべての債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する債務全額を直ちに弁済するものとします。

## 第 27 条（サービス利用者による本サービスの一時利用停止・解約）

1. サービス利用者が本サービスの一時利用停止を希望する場合、サービス利用者は、当社に対して、利用停止希望日から 1 ヶ月までに当社所定の申込書で申入れを行うことで本利用契約を一時停止できるものとします。ただし、別途当社が承諾した場合を除き、一時停止期間中においても利用料金の支払義務を免れないものとします。

2. サービス利用者が本利用契約の全部または一部の解約を希望する場合、サービス利用者は、当社に対して、解約希望日から 1 ヶ月までに当社所定の申込書で申入れを行うことで本利用契約を解約できるものとします。

3. サービス利用者は、解約日が属する月の利用料金について、日割り計算を行わず当該月の利用料金の全額を当社に支払うものとします。

#### 第 28 条（本サービスの終了）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービス利用者へ通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を終了し、提供を終了した部分に係る本利用契約の全部または一部は解約されるものとします。

(1) 提供終了日の 1 ヶ月前までにサービス利用者に対して通知した場合

(2) 第 16 条第 1 項第 4 号に定める不可抗力事由その他の非常事態等、本サービスの提供の継続が困難となる事由が発生したと当社が判断した場合

(3) 内外法令もしくはガイドラインの制定・改廃または公権力による命令・処分・指導等により、本サービスの提供が困難となった場合

(4) 第 9 条第 4 項に基づく通知に対し、サービス利用者が利用料金の変更について異議を述べ、かつ改定後の利用料金の適用開始日以降に本サービスを利用しなかった場合

#### 第 29 条（存続条項）

第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条および本条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有する。

#### 第 30 条（権利義務の譲渡禁止）

サービス利用者は、当社の事前の書面による同意を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に対して譲渡もしくは移転し、担保設定またはその他の処分をしてはなりません。

#### 第 31 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの条項または一部が無効もしくは執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全な効力を有するものとします。

#### 第 32 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約等および本利用契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。

2. 本規約等および本利用契約に関してサービス利用者当社との間に紛争が生じた場合には、

東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条（協議）

サービス利用者および当社は、本規約等に定めのない事項および本規約等の内容について疑義が生じたときは、信義に則り誠実に協議して解決するものとします。

以上

<附則>

2025 年 9 月 1 日 制定・施行